

意見書等

(意見書)

議員提出議案 3号

道路財源の確保に関する意見書(可決)

道路は、市民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であり、活力ある経済に支えられたゆとりある社会と、安全で安心できる地域を実現するには、地方の道路整備を計画的に推進することが必要である。

しかし、「もはや大方の道路整備は終わった。これ以上道路整備は不要だ。」という認識で、「道路特定財源の見直しに関する基本方針」が決定され、特定財源制度の一般財源化が図られようとしている。当市は、平年値で積雪降雪量が774センチメートル、最深積雪が114センチメートルの積雪寒冷な特別豪雪地帯で、自動車交通への依存度が顕著な地域にもかかわらず、狭隘な路線が多く存在する。

このような路線では、ほとんど歩道がなく、車がすれ違いできないだけでなく、すり鉢状になった車道を、車をかわしながら子供たちやお年寄り等が身を危険にさらし通学や買い物に出かける事態となっている。

特別豪雪地帯である当市にとって、特に冬期の安全で安心できる地域社会づくりのためには、道路等の基盤整備が必要不可欠であるにもかかわらず、その水準はいまだ不十分である。

都市、地方のいずれに住む者も公平で活力のある生活が営まれるよう、その根幹的社会基盤施設である道路整備をより一層積極的に推し進め、いまだおこなっている地方部の道路整備がますます立ちおくれることのないよう、国及び関係機関に強く望むものである。

よって、次の事項について強く要望する。

記

- 1、地方の道路整備は立ちおこなわれており、地方の道路整備財源の充実を図ること。
- 2、道路特定財源を一般財源化したとしても、受益者負担という制度の趣旨に沿って、道路整備のための財源として確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年 3月23日

議員提出議案 4号

在日米軍再編に関する意見書(否決)

日米両政府は、05年10月29日の日米安全保障協議委員会(2プラス2)で、在日米軍再編に関する文書「日米同盟『未来のための変革と再編』」(「中間報告」)に合意し、現在その具体化に向けた協議が続けられている。この内容は、「日米同盟」を拡大・強化し、世界中に展開する米軍と自衛隊の一層の一体化を図ろうとするものであり、「日本及び極東」の平和と安全を目的とする日米安全保障条約の枠組みを完全に踏み越えるものである。

米陸軍第一軍団司令部の座間移転、普天間飛行場の辺野古湾岸への移設、空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐、横田基地の日米共同使用、つがる市車力地区へのXバンドレーダーなど、いずれもその実態は米軍の求めるままの基地機能強化を行うものである。一部に表面的な「負担軽減」の見

せかけはあるものの、国民の求める米軍基地の整理・縮小とは正反対のものと言わざるを得ない。住民に大きな負担を強いる「合意」が、地元住民や関係自治体の頭越しに行われたことは許されることではない。

よって、米軍基地がもたらす諸問題から、住民の生命・財産と基本的人権を守る立場に立ち、下記のように求めるものである。

記

- 1、関係自治体・住民の合意抜きに、米国との「合意」を実施しないこと。
- 2、集団的自衛権の行使に直結する日米共同使用等による、米軍・自衛隊の機能の一体化は行わないこと。
- 3、つがる市車力地区へのXバンドレーダーの施設建設を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月23日

議員提出議案第5号

六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の中止を求める意見書（否決）

国の原子力施策に基づいて、日本原燃株式会社が青森県六ヶ所村再処理工場において実施しようとしているアクティブ実験は、使用済み核燃料から核兵器に転用可能なプルトニウムを抽出するというものである。

このアクティブ試験が実施されると、長崎型原爆の500発分に相当する約4トンのプルトニウムが取り出されることになる。日本政府は余剰プルトニウムを持たないとの方針を国内でも国際的にもたびたび表明しながら、既に約43トンのプルトニウムを保有しており、利用のめども立たないまま、さらにプルトニウムの備蓄をふやすことは、核拡散の危険を増大させるものとして国際的批判を免れ得ない。

日本はこれまで核被爆国として核兵器の不拡散と廃絶を求め続けてきた。今後も国際世論をリードする立場から、核兵器転用可能な核物質を過剰に保有してはならないのは当然である。

よって、核拡散防止の観点から、日本原燃株式会社の青森県六ヶ所村再処理工場において、アクティブ試験を開始する計画を中止するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月23日

議員提出議案第6号

小泉「医療改革」法案の撤回を求める意見書（否決）

政府の医療制度「改革」法案は、高齢者をねらい撃ちにした負担増とともに、将来にわたって公的保険給付を切り縮め、保険外負担を拡大し、公的医療制度を土台から崩す内容を盛り込んでいる。

高齢者の窓口負担を現行の一、二割から二、三割に引き上げる、75歳以上のすべての人を対象に医療保険料を年金から天引きで取り立てる、療養病床に入院している高齢者の居住費・食費を保険適用外にするなどの高齢者負担増に加え、今後5年間の医療給付費の伸びを検証し、抑制に向けて施策を見直すとしている。

そして同法案は、保険のきかない医療を拡大し、保険のきく医療とセットにした「保険外併用療養費」制度を新たに導入した。保険のきかない医療の拡大は、日本の財界と米国の保険会社・医療業界の要求だが、人の命を守る医療の分野にもうけ第一主義が持ち込まれれば、所得格差が命の格差に直結する事態とならざるを得ない。

「改革」の名による医療改悪は許されない。

よって、医療制度「改革」法案を撤回するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月23日

議員提出議案第7号

青森県の「医師需給計画」を策定し、それを実現
するための施策を講じるよう要請する意見書（否決）

自治体病院は、その地域に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関との連携を図りながら、公平・公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持・増進を図り、地域の発展に貢献してきた。

しかし、現在、多くの自治体病院は慢性的な医師不足、恒常的な赤字経営に苦しみ、本来の役割を果たせず、病院機能を維持することさえ困難な状況となっている。

中でも医師不足に関しては、独立行政法人化に伴う大学による医師の引き揚げや、医師の地域偏在、診療科偏在等により、地域医療を担う医師の不足が深刻化している。特に小児科や産婦人科については、過酷な勤務条件、医療訴訟の多さ等の要因により医師希望者も減少しており、将来の展望すら見えない。各自治体は懸命の努力を続けているが、自治体個々の努力だけでは医師の確保は極めて困難な状況にある。

よって、県におかれては、強いリーダーシップを発揮し、医師の需給計画を立て、それを実現するための施策を講じることなくして、この問題は解決しないと考える。

以上の趣旨から、下記事項を早急に実現されるよう要望する。

記

1、青森県として、自治体病院の医師不足を解消するため、短期及び長期的な「医師需給計画」を策定し、それを実現するための施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月23日

議員提出議案第8号

公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書（否決）

政府は、「小さな政府」を口実に、公共サービスの民間開放と公務員の純減を進めている。

しかし、建築確認の民間開放が耐震強度偽装事件を招いたと指摘されるように、国民の安全や暮らしに直結する業務の民間開放には慎重な対応が求められる。政府が導入を急いでいる市場化テスト（官民競争入札）は、民間の要望によって国と地方のあらゆる業務を対象とする制度であり、住民の暮らしや

安全に対する国や自治体の責任が果たせず、行政サービスが企業のもうけの場にされる懸念がある。

また、公務員の純減は、国の行政や自治体においても住民に直接サービスを提供する分野や出先機関がターゲットとされており、公共サービスの質と量における地域間格差が広がりかねない。

不安定雇用や低所得者層の増大、地域間の格差があらゆる面で拡大するなど、格差社会が急テンポで広がっているもとでは、雇用や安全、社会保障などでの国の役割発揮が重要であり、地方切り捨て、民間開放による「小さな政府」では、国民の安心・安全が損なわれることになる。行政の効率化によって、住民の利便性や権利保障の後退を招くことがあってはならない。真の地方分権を確立する自治体財政の確保を含め、国民生活のナショナルミニマムに対する国の責任を果たすため、以下の事項の実現を強く求める。

記

- 1 .暮らしや安全にかかわる国や自治体の責任を全うするため、市場化テストを初めとする公共サービスの民間開放を安易に行わないこと。
 - 2 .画一的な公務員の純減はやめ、公共サービスの改善や水準維持のため、必要な要員を確保すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月23日